

諮問日：令和6年6月18日（令和6年度（個）諮問第3号）

答申日：令和6年11月22日（令和6年度（個）答申第7号）

件名：釧路地方裁判所における申出人の苦情相談に関する資料等及び申出人が健康管理医の診察を受けたことに関する資料に記録された保有個人情報の不開示判断（不存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

別紙記載の各文書に記録された苦情申出人に係る保有個人情報（以下「本件対象個人情報」という。）の開示の申出に対し、釧路地方裁判所長が、本件対象個人情報を記録した司法行政文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、裁判所が司法行政事務に関して保有する個人情報の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第4に定める開示の申出に対し、釧路地方裁判所長が令和6年1月22日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第8の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第8の2に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

他に記録が本当に存在しないか不明である。苦情相談に関する対応経過を詳細に明らかにすべきである。

釧路地家裁が最初に苦情相談を知った記録である令和3年特定月に最高裁から札幌高裁を通じて釧路地家裁へ転送されたメールが存在するはずである。

令和4年特定月日特定時間頃に苦情申出人から釧路地方・家庭裁判所長に送信したメールが含まれていない。

苦情申出人が健康管理医との面談時、立ち会っていた総務課長が作成した記録、医師の診断・意見書等、そのほか一切の記録が、作成又は取得していないとのことであるが、総務課長は執務時間中に職務として立ち会い、メモを取っ

ていたから、そのメモは開示すべきである。（家裁ではなく地裁の記録としては存在しないという趣旨で不開示となったのかもしれないが、苦情申出人としては、地裁の記録としても存在するという前提で主張する。）

本開示申出は、令和4年9月5日の開示申出から令和6年1月22日という長期間にわたり開示期限延長を繰り返した末、開示されたものである。このような開示期限延長は延長権の濫用であり、全面的不開示と同視できる。苦情申出人は、開示を受け、内容を精査の上、公務災害補償請求の資料として利用する予定であったが、延長繰り返して苦情申出人が何もできない間に、最高裁判所事務総長から令和5年特定月日付けで特定結果通知がされた。開示までの期間は事案によって異なるとはいえ、開示期限の延長繰り返しは常態化しており制度が機能していない。情報公開・個人情報保護審査委員会におかれては、こうした点についても言及してほしい。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

釧路地方裁判所は、本件開示申出に係る情報を記録した司法行政文書の探索を行ったが、当該文書は存在しなかった。

なお、本件開示申出に係る情報を記録した司法行政文書は、釧路家庭裁判所において保存されており、同裁判所から苦情申出人に対して令和6年1月22日付けで保有個人情報開示通知が行われている（釧地家裁総第36号）。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和6年6月18日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年7月11日 苦情申出人から意見書を收受
- ④ 同年10月18日 審議
- ⑤ 同年11月15日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 最高裁判所事務総長は、本件開示申出に係る情報を記録した司法行政文書は、釧路家庭裁判所において保存されている旨述べて、釧路地方裁判所においては作成も取得もないことを説明している。

この点に関し、当委員会庶務を通じて確認した結果によれば、以下の事実が認められた。すなわち、釧路地方裁判所及び釧路家庭裁判所は同一の庁舎に所在しており、一定の業務を両庁で合同実施しているところ、苦情申出人からの本件苦情相談には両庁が合同実施している業務に関する苦情が含まれていたこと、また、両庁所属の職員の苦情相談事務は釧路家庭裁判所の総務課長らが主として担当していたことから、本件苦情相談への対応は釧路家庭裁判所の総務課長らを主管として行われた。また、このような経緯によって、苦情申出人の所属にかかわらず本件苦情相談に関する司法行政文書はいずれも釧路家庭裁判所で作成され、札幌高等裁判所との間及び同高等裁判所経由による最高裁判所との間において事務連絡を行ったのも釧路家庭裁判所の事務局であり、別紙記載2に記載の健康管理医の診察を受けた際に同席していた総務課長も釧路家庭裁判所に所属していた。

これらの事実に照らすと、釧路地方裁判所が本件開示申出に係る情報を記録した司法行政文書を作成し、又は取得していない旨の最高裁判所事務総長の説明が不合理であるとはいえない。

- 2 苦情申出人は、開示申出から不開示通知に至るまで1年5か月以上を要した点について、延長権の濫用であり、全面的不開示と同視できる旨述べて、処理が不当である旨主張するが、同主張は原判断の当否に関する苦情には当たらない。

なお、この点について付言すると、当委員会庶務を通じて確認した結果によれば、釧路地方裁判所及び釧路家庭裁判所においては、本件保有個人情報開示申出を含む関連する保有個人情報開示申出を各1件ずつ（申出内容はそれぞれ3件ずつ）、これらと内容を同じくする司法行政文書開示申出を各1件ずつ、

苦情申出人からのその他の保有個人情報開示申出及び司法行政文書開示申出を両庁合計で14件（申出内容は両庁合計で42件）受けており、釧路地方裁判所及び釧路家庭裁判所において、これらの開示申出のそれぞれについて、申出事項の整理、対象文書の特定及び不開示部分の検討を並行して行う必要があったほか、本件の原判断と同日に開示通知書を発出した保有個人情報開示申出2件について、対象文書がそれぞれ多量に上ったことにより、不開示部分の検討に更に時間を要したことが認められた。これらの事実を照らせば、釧路地方裁判所において、迅速な処理がされたとはいえないが、事務処理に時間を要する事情もうかがうことができ、一連の作業を遂行する上で相応の時間を費やしたことにやむを得ない面もあったものと認められる。

- 3 以上のとおり、原判断については、釧路地方裁判所において本件対象個人情報が記録された文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 長戸 雅子

委員 川神 裕

別紙

- 1 本件苦情相談に関する資料（最高裁、札幌高裁とのやりとり（伺い、手書きメモ）、内部の決裁関係、相談者との対応記録、担当者の手書きメモなど一切を含む。）の全ての保有個人情報
- 2 苦情申出人が健康管理医の診察を受けたことに関して作成された全ての記録（同席した総務課長が作成した記録、医師の診断・意見等、そのほか一切の記録）の保有個人情報